

親子交流支援の案内

健やかな子どもの成長を願って

令和7年7月改定



子どもにとって、お父さんお母さんとは？

父母は子どもを守り、愛してくれる、世界中に一人しかいない大切な存在です
勇気と忍耐をもって困難を乗り越えている姿は、子どもの生き方のモデルです
離婚しても、親子の絆は子どもの生きる支えと希望となります

親子交流とは？

子どもは心の底から父母両方に愛されたいと思っています
親子交流は、離婚後も子どもが両親の愛情を確認できる大切な機会です
親の都合や感情を優先せず、離れて暮らす親に子どもが安心して会えるよう
父母は協力して親の責務を果たしましょう
親子交流と養育費は子どもの健全なところとからだを育てる二大栄養素です

FPICの親子交流支援は

親子交流は、父母がご自分たちで協力して行うものです
子どものため、父母が協力する姿が、子どもの成長の支えになります
FPICの親子交流支援は、父母が自分たちの力だけでは親子交流を実施できないとき
親子の絆を確かなものにするため、子どもの立場に立って行う支援です
父母が、できるだけ早期にご自分たちで親子交流実施ができるようになることを目
標に子どもの利益を最優先に考え支援を行います
親子交流実施についての合意をする前に、父母には個別に事前相談を受けていた
だきFPICの支援の目的、条件について説明をさせていただきます
支援の対象は小学6年生までとします

「事前相談」
申込み・
問合せ先

受付時間

月曜日～金曜日 AM 10:00～PM 5:00

受付電話

TEL: 03-3971-3741

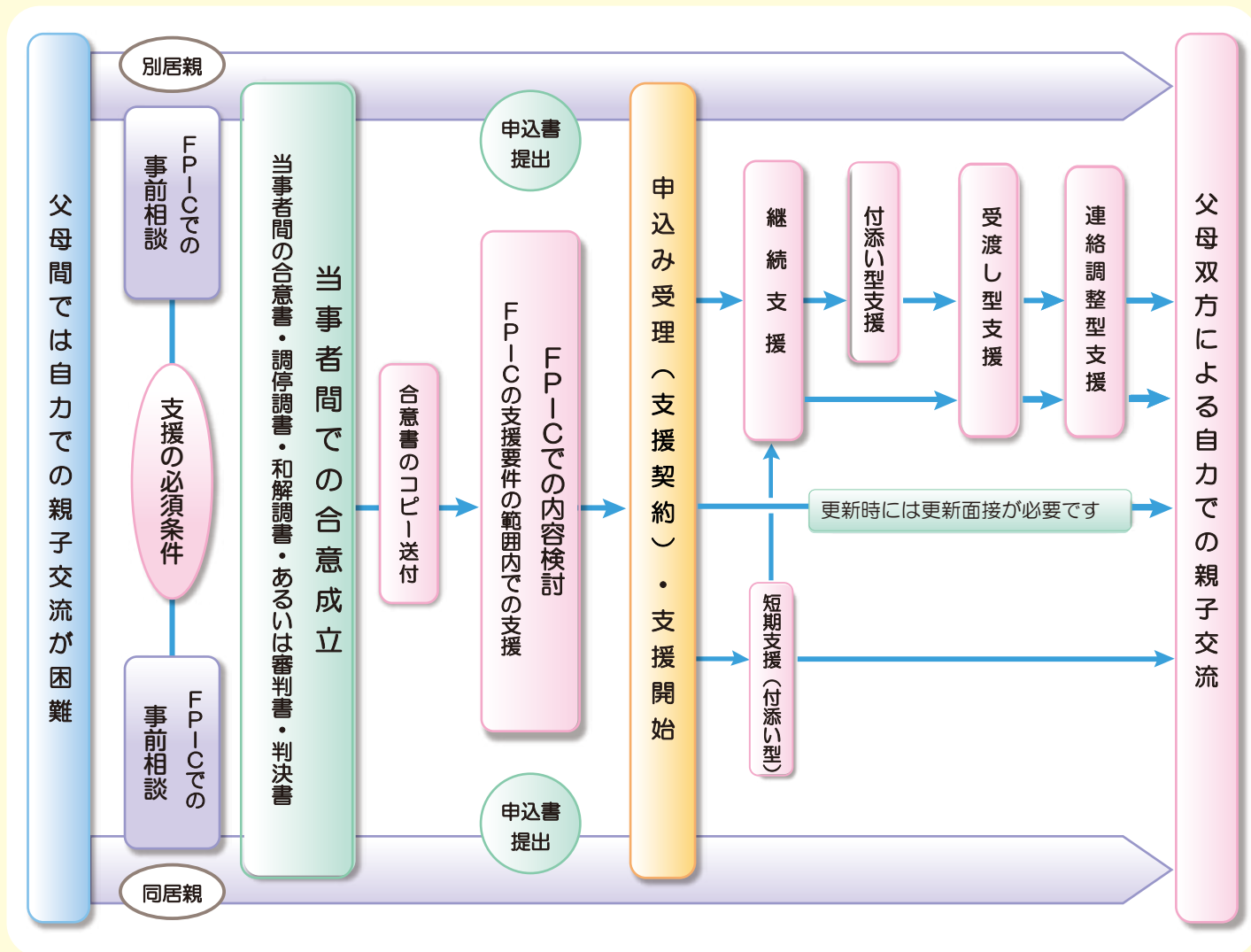
〒171-0021

東京都豊島区西池袋2-29-19 KTビル10階
公益社団法人家庭問題情報センター（FPIC）

東京ファミリー相談室

FPICの親子交流支援手続の流れ

東京ファミリー相談室



FPICの親子交流支援を利用したい場合の必須合意事項

親子交流の合意書（調停条項等）を作成するときには、相手方、家庭裁判所、弁護士等と協議して次の4項目を合意書の中に必ず明記してください。

1 親子交流の頻度、回数

付添い及び受渡しの支援は、月1回が限度です。

2 第三者機関の支援を利用すること及び付添いの有無

事前相談なしに第三者機関の支援を条項に盛り込んだ場合には、支援できるとは限りません。
付添い型支援を希望する場合は、必ず条項に「付添い型」の文言を入れてください。

3 支援担当者の指導・助言の受入れ意思

父母の意見調整が難しいときには、支援者の判断に従っていただきます。
合意書には、「支援担当者の指導・助言を受け入れる。」と明記してください。

4 費用負担割合

父母で話し合って決めてください。

親子交流は離婚後の父母の協働養育活動ですから、事情が許せば費用は応分に分担し合うのが望ましいと考えています。

支援内容・費用 ※税込費用には、消費税10%を含みます。

1 事前相談 相談料 一人 60分 6,000円（税込費用 6,600円）、90分 8,000円（税込費用 8,800円）

合意文書を作成する前に、電話予約の上、FPICにおいてください。父母や子どもが安心して親子交流できるように、父母個別に支援の内容を説明します。弁護士代理人は同席できます。必要な場合には子どもにもお会いします。
学習会 一かあるがもセミナーに必ずご参加ください。※参加費は無料です。

2 支援の種類・内容

種 類	内 容
付 添 い 型 （受渡し・連絡調整を含みます）	別居親に子どもを会わせることに同居親が強い不安を抱いている場合、親子交流の場に支援者が付き添い、子どもの情操の保護などに配慮します。 交流者は別居親に限ります。父母のいずれの自宅も交流場所とはしません。 支援は月 1 回が限度で、1 回の支援は 3 時間（FPIC相談室内で実施の場合は2時間）以内です。 初回は 1 時間程度、原則としてFPIC相談室内の児童室にて行います。 FPIC相談室内の利用は、原則として2回目までとし、以後外部実施に移行します。 費用 1 ケース 1 回 2 時間まで 17,000 円（税込費用 18,700 円） 3 時間まで 22,000 円（税込費用 24,200 円） 子どもが3人以上などにより、複数支援者が必要な場合は、2時間まで22,000円（税込費用 24,200円）、3時間まで28,000円（税込費用 30,800円）です。そのほか、子どもと支援者の入園・入館料等の実費、遠方で外部実施の場合の支援者の交通費（事務所から交流実施場所までの全額）は、交流者負担です。
受 渡 し 型 （連絡調整を含みます）	親子交流の際、別居親に子どもを託すことに問題はないが、父母が顔を合わせられない場合に子どもの受渡しを支援します。親子交流場面には関与しません。交流時間、日程・場所、交流方法等に関する父母の合意に基づいて受渡しを行います。親子交流中の緊急連絡には対応します。受渡し場所は、原則として現地です。支援できるのは月1回までです。初回は付添い型で（費用も付添い型に準じる）、1 時間程度、原則としてFPIC相談室内の児童室にて行います。 費用 1 ケース 1 回 3 時間まで 12,000 円（税込費用 13,200 円） 6 時間まで 17,000 円（税込費用 18,700 円） 受渡し場所が事務所から遠距離の場合、支援者の交通費は、交流者負担です。
連絡調整型	付添い型支援、受渡し型支援を経た後に、自力での実施を検討しているが、父母が連絡を取り合うことが困難な場合、代わって双方に連絡を取り、日時、場所などの調整を行います。 なお、連絡調整型からの支援は行いません。 費用 1 ケース 1 回 4,000 円（税込費用 4,400 円）
オンライン型 （連絡調整を含みます）	直接の親子交流支援を契約中の方で、遠隔地に居住しているため移動の負担が大きい方、感染症や怪我などにより外出や移動が困難な方について、zoomを使用したオンラインでの親子交流を支援します。付添い型（見守り支援）か連絡調整型のいずれかで、受渡し型の支援はありません。オンライン型のみの支援は行いません。 費用 付添い型 1 ケース 1 回 12,000 円（税込費用 13,200 円）※ 事務所を利用した2点接続（1回1時間程度まで） 1 回 9,000 円（税込費用 9,900 円）※ FPICと各自宅との3点接続 連絡調整型 1 ケース 1 回 4,000 円（税込費用 4,400 円）
短 期 支 援	親子交流の支援を短期間（1～2回）受けることで、自力での実施が可能と考えている場合の自立に向けた予行演習です。支援期間を問わず 1 回 1 時間程度で 2 回を限度とし、FPIC相談室内及びその周辺地域において支援者が付添い型で実施します。 費用 1 ケース 1 回 17,000 円（税込費用 18,700 円）

3 「親子交流」支援の申込み

申込書の提出 父母とFPICとの三者合意です。第 1 回実施日までに提出してください。

申込金 年間3回以上支援 1 ケース 12,000 円（税込費用 13,200 円）
 2 回以下（短期支援を含む）の場合は、6,000 円（税込費用 6,600 円）です。返金はいたしません。

4 支援期間と更新について

FPICによる支援の期間は1年です。父母がともに希望すれば1年単位での更新（更新面接が必要）ができます。支援は、開始後3年目には自分たちで実施できるようになることを目標にします。ただし、子どもの年齢や発達状況など相当な理由がある場合には支援期間を延長することができます。

支援の対象は最長で小学校6年生までです。付添い型支援の更新は、更新時小学校3年生までです。

学習会 一かあるがもセミナーに未参加の方は、更新の際には必ず参加してください。 ※参加費は無料です。

更新料 付添い型及び受渡し型は申込金と同じです。連絡調整型は、6,000 円（税込費用 6,600 円）です。返金はいたしません。

親子交流を円滑に実施するためのルール

子どもが親子交流を楽しく穏やかに過ごせるように、同居親は子どもに別居親と会うことを伝え、交流の中身は子どもに任せましょう。別居親は子どもに生活の様子を根ほり葉ほり聞いたりせず、笑顔で子どもの気持ちを受け止めましょう。同居親も交流中の出来事を問い詰めたりせず、子どもを暖かく迎えるようにしましょう。

両親とも、昔のことと相手の悪口や批判は言わないようにしましょう。

交流中は、内緒話や事前に相談のない約束（交流場所、プレゼント等）をしないでください。

1 子ども中心の交流日程の調整

子どものスケジュールや健康状態がわかる同居親は、複数の候補日を提示してください。

その中から別居親と支援者が調整して交流日を決めます。

約束した日程は、病気や行事延期などのやむを得ない事情が発生しない限り誠実に実行してください。月1回実施の場合は、一旦決めた日程の変更や振り替えはできません。約束した時間は厳守してください。

2 親子交流の参加者

交流するのは別居親に限ります。

支援者が要請又は許可しない限り、同居親や双方の親族等は交流に同席できません。

3 プレゼント

親子交流は親子で楽しむ時間です。普段のプレゼントは控えてください。

誕生日やクリスマスのプレゼントは支援者を通して事前に相談してください。

4 カメラや携帯電話の使用について

子どもが嫌がらなければ、数枚の写真の撮影は差し支えありません。

撮った写真を公表したり裁判等に利用したりしてはいけません。

動画撮影や録音はできません。

同居中の過去の写真類や映像を子どもに見せることは控えてください。

交流中に携帯電話等で子どもに外部と通信通話させることはできません。

5 禁酒・禁煙

飲酒や薬物を使用しての交流は厳禁です。

交流中は禁煙です。

6 支援の中止

次のことが発生した場合には、支援を中止し、以後一切の支援はしません。

①人や物に対する暴力・暴言・威圧

②連去り又は連去り企図

③同居親との合意なく子どもと同居親の自宅や学校・保育園等の近辺に立ち現れること等